

ジェイアール東海建設株式会社労災互助会
規 約

平成23年7月1日

ジェイアール東海建設株式会社

労 災 互 助 会

〒453-0016 名古屋市中村区竹橋町15番12号

ジェイアール東海建設株式会社(安全部内)

TEL 052-453-2517

FAX 052-453-2538

ジェイアール東海建設株式会社労災互助会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「ジェイアール東海建設株式会社労災互助会」(略称/J建労災互助会)と称し、事務局をジェイアール東海建設株式会社(以下JR東海建設株と呼ぶ)安全部に置く。

(目 的)

第2条 本会は、JR東海建設株の工事に従事する協力業者の内、労務、外注業者の労働者等について業務上災害および通勤災害に対する労働者災害補償保険法による補償の不足を補うための救済措置を組織的に行なうことを目的とする。

(組織運営)

第3条 本会の組織運営は、すべてJR東海建設株の機構のもとで行ない、対象となる協力業者はこれに協力する。

(加入及び脱会)

第4条 本会への加入は、JR東海建設株の施工する工事について下請負契約締結時に成立する。

2 加入者の契約期間が満了し、最終支払いが完了した場合に脱会となる。

(拠出金及び拠出の方法)

第5条 本会に加入する協力業者は、当該工事の注文金額に対し1000分の0.5を拠出する。

2 協力業者の拠出の方法は、月次の支払時の請求金額に対し、規定の率を乗じて算出した額を支払金額から差引くものとする。

3 JR東海建設株は、協力業者の拠出金と保険料の差額を拠出する。

(給 付)

第6条 当該工事現場工において業務上災害および通勤災害にて被災した協力業者の労働者及び政府労災保険に特別加入していた事業主、個人事業主(一人親方 以下、一人親方等)に対し、次の額を限度として給付できる。

身体障害の区分	被用者1名につき補償総額	身体障害の区分	被用者1名につき補償総額	身体障害の区分	被用者1名につき補償総額
死 亡	3,500万円	後遺障害5級	2,000万円	後遺障害10級	700万円
後遺障害1級	3,500万円	〃6級	1,700万円	〃11級	520万円
〃2級	3,000万円	〃7級	1,400万円	〃12級	380万円
〃3級	2,700万円	〃8級	1,100万円	〃13級	240万円
〃4級	2,300万円	〃9級	940万円	〃14級	140万円

2 後遺障害の等級は、労働者災害補償保険法の決定によるものとする。

(給付条件等)

第7条 前条は、政府労災保険の傷害補償給付(業務災害の場合)又は障害給付(通勤災害の場合)が決定された場合に給付することができる。

- 2 次の事項に該当する場合、審査のうえ給付金を減額することができる。
 - (1) 災害の発生について、被災労働者及び被災一人親方等(以下、被災労働者等)に重大な過失がある場合。
 - (2) 被災労働者等と被災労働者等からの補償給付請求先(被災労働者の雇用事業主、その上位の事業主(2次会社に対する1次会社等、但しジェイアール東海建設株は含まず)又はジェイアール東海建設株)との間で補償交渉が行われている場合において、両者の間で合意には至らないものの雇用事業主及びその上位の事業主から被災労働者等へ補償給付がなされている場合。
 - (3) 災害の発生原因が第三者の行為による場合、被災労働者等と被災労働者等からの補償給付請求先との間で補償交渉が行われている場合において、両者の間で合意には至らないものの当該第三者及び雇用事業主並びにその上位の事業主から被災労働者等へ相当額の損害賠償及び補償給付がなされている場合。
- 3 次の事項に該当する場合は、支給しない。
 - (1) 災害の発生について、事業者又は被災労働者等の故意により発生した場合。
 - (2) 災害の発生について、事業者又は被災労働者等の重大な過失のみにより発生した場合。
 - (3) 雇用事業主及びその上位の事業主から被災労働者等へ補償給付がなされ、被災労働者等と被災労働者等からの補償給付請求先との間で合意があった場合。
 - (4) 災害の発生原因が第三者の行為による場合、当該第三者及び雇用事業主並びにその上位の事業主から被災労働者等へ損害賠償及び補償給付がなされ、被災労働者等と被災労働者等からの補償給付請求先との間で合意があった場合。
 - (5) その他、地震に起因する災害等、保険契約において保険金を受給することができないと定められた事項が発生した場合。
- 4 その他支給条件等において疑義が生じた場合は、第13条の審査会に諮る。

(受給者)

第8条 受給者は、労働災害補償保険法の受給権者と同一とする。但し、死亡の場合は審査の上、受給権者と異なる者に支給することができる。

(給付の方法)

第9条 給付金は、次によりJR東海建設株及び互助会加入の協力業者の両社名によって支給することを原則とする。

- (1) 死亡の場合、原則として災害発生後90日以内までの死亡に限り支給するものとする。
- (2) 労働不能など後遺障害がある場合は、労働者災害補償保険法の等級が決定した時点とする。
- (3) その他、示談交渉の経緯に従い審査会の決議により特例を認めることができる。

(役員)

第10条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 複数名
- (3) 理事 複数名
- (4) 事務局長 1名

(役員の仕事)

第11条 本会役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故にあるときはその業務を代行する。
- (3) 理事は、会長を補佐し、本規約に基づく業務を推進する。
- (4) 事務局長は、本会の事務を行なう。

(役員の人選)

第12条 本会の役員の人選は、次による。

- (1) 会長は、JR東海建設株の社長とする。
- (2) 副会長は、会長が指名するJR東海建設株の役員及び協力業者の代表とする。
- (3) 理事は、JR東海建設株の総務部長、経理部長、安全部長、施工部門長及び協力業者の代表その他会長が認めた者とする。
- (4) 事務局長は、JR東海建設株安全部長とする。

(審査会)

第13条 第6条から第9条までの取り扱いについて、被災労働者の過失により給付金を減額する場合(第7条2項1号)に過失の程度を決定する等、審議の必要を生じた場合は、その都度、役員をもって構成する審査会を開催し、出席した役員の合意をもって決定する。なお、審査会は、関係の課長、作業所長、協力業者の代表等に参加させ、意見の聴取をすることができる。

(役員会)

第14条 役員会には、本会の目的達成に必要な次の事項を付議する。

- (1) 本規約の改正
- (2) 拠出金の改正、決議に関する事項
- (3) 決算、事務処理に関する事項
- (4) 保険会社の選定、保険料に関する事項
- (5) その他、緊急事項など必要な事項

2 役員会は、本会の役員全員にて構成し、過半数の出席により成立する。

(債権債務譲渡の禁止)

第15条 本会の加入者は、本規約から生ずる権利を譲渡し、または業務を免れることはできない。

(保険契約)

第16条 本会の保険契約事務は、役員会の承認を得て事務局長が行なう。

(決算及び監査)

第17条 本会の事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

- 2 事務局長は、前項事業年度における事業内容、収支、決算の内容等を役員会に報告し、承認を得る。
- 3 本会の会計は、JR東海建設株の監査機関による監査を受けるものとする。

(証明書等の発行)

第18条 官公庁の工事等発注者より、この種の保険の加入が義務づけられている場合は、事務局が保険会社より「労災上積み補償制度加入証明書」を受取り、提出する。

(その他)

第19条 本会の保険料及び拠出金の事務取扱いについては、別に定める事務取扱手続きによる。

付 則

第1条 この規約は平成元年4月1日から実施する。

付 則

第1条 この規約の一部改正は、平成8年1月1日から実施する。

付 則

第1条 この規約の一部改正は、平成16年7月1日から実施する。

付 則

第1条 この規約の一部改正は、平成17年4月1日から実施する。

付 則

第1条 この規約の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

第1条 この規約の一部改正は、平成23年7月1日から実施する。